

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防災管理点検特例認定の取消し
概 要	消防長又は消防署長は、防災管理点検の特例の認定を受けた建築物その他の工作物のうち、偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したときや消防法に規定する措置命令があったとき又は特例認定の基準に該当しなくなったときは当該認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第36条第 1 項、第 8 条の 2 の 3 第 6 項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第36条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 6 項 消防長又は消防署長は、第 1 項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 （1） 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき （2） 消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、第17条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき （3） 消防法第36条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に該当しなくなったとき ・ 消防法第36条第 1 項 第 8 条から第 8 条の 2 の 3 までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	